平成２８年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目26番36―54号
債務者　蒲地　英明
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目26番36―54号
債務者　蒲地　円香
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
鹿児島県鹿児島市大竜町１番11号（有川アパート102号）
債務者　吉村　泰法
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杦　　晃弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７１号
長野県諏訪郡下諏訪町3156番地３
債務者　髙木　小里
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２３４号
北海道北斗市追分３丁目１番20号　Ｂ－１
債務者　里口麻里子（旧姓関村）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７０５号
大阪市平野区流町１丁目６番８号コーポ山忠305号
債務者　中谷　　透
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７３号
大阪府高槻市大蔵司２丁目19番５号
債務者　池田　美和（旧姓染川）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９１号
大阪市北区西天満３丁目８番７号　中の島ウイング302号室
債務者　和田　直子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８３号
大阪市住之江区浜口東２丁目７番25号　トクブチビル
債務者　田浦江津子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４３７号
大阪市中央区南船場４丁目９番12―212号
債務者　深沢　彰香
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４０号
大阪市東住吉区矢田３―15―18、住民票上の住所鳥取県西伯郡南部町馬場119番地１
債務者　柏　　幹人
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５７号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番11―303号
債務者　鈴木　亜紀
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５６７号
大阪府東大阪市鴻池元町10番４号　コスモライト　405号
債務者　桑原謙こと　桑原　　謙
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５７９号
大阪府八尾市弓削町南１丁目68番地の２　クリスタル志紀302号、前住所大阪府八尾市東太子２丁目１番10―715号
債務者　藤﨑　博文
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０３号
大阪府高槻市南松原町９番20号　安満荘12号、前住所埼玉県児玉郡神川町大字元原197番地４　ＯＭレジデンス本庄205号室
債務者　宮城　拓弥
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３２号
大阪市東住吉区東田辺３丁目13番21―407号、前住所大阪市平野区平野東１丁目８番40―805号
債務者　中山八惠子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９８９号
大阪市平野区長吉長原東１丁目９番７―1111号
債務者　穴瀬　則和
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部